

令和4年度公共用水域測定計画等の策定に向けた方針について

1 環境基準の見直しに係る計画の変更について

環境基本法（平成5年法律第91号。以下「法」という。）第16条に基づく環境基準については、令和3年10月7日に「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」（令和3年10月環境省告示第62号）及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」（令和3年10月環境省告示第63号）が公布されたところである。

これらの改正は、有害物質による公共用水域及び地下水（以下「公共用水域等」という。）の汚染に適切に対応するため、人の健康の保護に関する環境基準のうち、六価クロムについて基準値を見直すとともに、よりの確にふん便汚染を捉えるため、生活環境の保全に関する環境基準（以下「生活環境項目環境基準」という。）のうち、大腸菌群数を新たな衛生微生物指標として大腸菌数へ見直したものである。

これに伴い、令和4年度の公共用水域測定計画等の策定の方針について以下のとおりまとめた。

(1) 六価クロム

ア 改正の経緯

平成30年9月に内閣府食品安全委員会において、六価クロムの耐容一日摂取量（TDI）が $1.1 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日と評価されたことを受けて、令和2年4月に水道水質基準の基準値が $0.05 \text{mg}/\text{L}$ から $0.02 \text{mg}/\text{L}$ に改正されたところである。

このような状況を踏まえ、令和3年2月に中央環境審議会水環境・土壌農薬部会環境基準健康項目専門委員会（第19回）が開催され、六価クロムの基準値を見直すことについて検討が行われた。その後、同年6月開催の中央環境審議会水環境・土壌農薬部会における最終的な審議を経て、同年7月、中央環境審議会から環境大臣に対して中央環境審議会答申（「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて（第6次答申）」（中環審第1188号））がなされた。これを受け、所要の告示改正が行われた。

イ 新たな基準値

今般の答申を踏まえ、六価クロムの基準値について、現行の「 $0.05\text{mg}/\text{L}$ 以下」から「 $0.02\text{mg}/\text{L}$ 以下」とされた（表1）。

表1 基準値を見直す項目

項目名	新たな基準値	現行の基準値
六価クロム	$0.02\text{mg}/\text{L}$ 以下	$0.05\text{mg}/\text{L}$ 以下

ウ 測定方法

六価クロムの測定方法は以下に示す方法とされた。

項目	測定法
六価クロム	<p>日本産業規格K0102（以下「規格」という。）65.2（規格65.2.2及び65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、次の1から3までに掲げる場合にあつては、それぞれ1から3までに定めるところによる。）</p> <p>1 規格65.2.1に定める方法による場合 原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。</p> <p>2 規格65.2.3、65.2.4又は65.2.5に定める方法による場合（規格65. の備考11のb）による場合に限る。） 試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg/L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。</p> <p>3 規格65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合2に定めるところによるほか、日本産業規格K0170-7の7のa) 又はb) に定める操作を行うこと。</p>

エ 令和4年度公共用水域測定計画への反映内容

○ P 8 表 3 測定方法

項目		測定方法	報告下限値
健康項目	六価クロム(変更前)	JIS K0102 65.2(規格65.2.7を除く。)	0.02 mg/L
	六価クロム(変更後)	JIS K0102 65.2 (規格65.2.2及び65.2.7を除く。)※	0.01 mg/L

※ 規格65.2.1に定める方法による場合にあつては、原則として光路長50mmの吸収セルを用い、規格65.2.3、65.2.4又は65.2.5に定める方法による場合（規格65. の備考11のb）による場合に限る。）にあつては、試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg/L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。

○ P 1 9 表 8 人の健康の保護に関する水質環境基準

項目	基準値（変更前）	基準値（変更後）
六価クロム	0.05mg/L以下	0.02mg/L以下

オ 令和4年度地下水質測定計画への反映内容

○ P 2 3 図表1 測定方法および環境基準値

	項目	環境基準値 [mg/L]	報告下限値 [mg/L]	測定方法
環境基準 項目	六価クロム（変更前）	0.05以下	0.02	平成9年3月13日環境庁告示第10号別表に掲げる方法
	六価クロム（変更後）	0.02以下	0.01	

(2) 大腸菌数

ア 改正の経緯

生活環境項目環境基準のうち、大腸菌群数については、その測定値にふん便汚染のない水や土壌等に分布する自然由来の細菌をも含んだ値が検出・測定されると考えられ、実際に、水環境中において大腸菌群が多く検出されていても、大腸菌が検出されない場合があり、大腸菌群数がふん便汚染を的確に捉えていない状況がみられた。一方、よりの確にふん便汚染を捉えることができる指標として大腸菌数があり、大腸菌群に係る環境基準が制定された当時の培養技術では大腸菌のみを簡便に検出する技術はなかったが、今日では、簡便な大腸菌の培養技術が確立されていることから、大腸菌群数については大腸菌数へ見直すことが適当であると考えられた。

このような状況を踏まえ、生活環境項目環境基準のうち、大腸菌群数を大腸菌数へ見直すことについて、平成30年10月より中央環境審議会水環境部会生活環境項目環境基準専門委員会が開催され、検討が行われてきた。令和3年6月開催の中央環境審議会水環境・土壌農薬部会における最終的な審議を経て、同年7月、中央環境審議会から環境大臣に対して中央環境審議会答申（「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の見直しについて（第2次答申）」（中環審第1187号））がなされた。

イ 新たな生活環境項目環境基準及び基準値等

大腸菌群数が生活環境項目環境基準の項目から削除され、新たに大腸菌数が追加された。基準値は、現行の類型区分とその利用目的の適応性に基づき設定された。各利用目的の適応性における大腸菌数の基準値及び導出方法の概要は表1および表2のとおりである。

今回の改正より、河川AA、湖沼AA及び海域A類型において、以下のとおり新たに自然環境保全の利用目的を考慮した環境基準値が設定された。

- ・ 河川及び湖沼のAA類型における大腸菌群数の基準値設定においては、専ら水道利

用の観点からの基準値設定がなされ、自然環境保全の利用目的は考慮されていなかった。一方、河川及び湖沼におけるBODの環境基準値設定時には、BODのAA類型の利用目的として自然環境保全が考慮されており、その考え方は「BOD 1mg/L以下の河川は一般的にいて、自然公園内等ほとんど人為的汚濁のない河川であり、自然景観の面からすれば、もっとも適しているといえる。」とされている。

- ・ 大腸菌数についても自然環境保全の利用の観点から、ほとんど人為汚濁のない清涼な水環境を目指す値を設定することには意義があると考えられ、河川及び湖沼のAA類型において自然環境保全の観点から環境基準値を設定されることになった。
- ・ 具体的には、利用目的の適応性が自然環境保全に該当する場合の基準値として、20CFU/100ml以下とされた。

表1 環境基準値【河川】

類型	利用目的の適応性	大腸菌数環境基準値 [90%水質値]	基準値の導出方法
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	20 CFU/100ml 以下 ^{備考2}	・ 水道1級の水道原水及び自然環境保全の実態から基準値を導出
A	水道2級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	300 CFU/100ml 以下	・ 水道2級の水道原水の実態及び諸外国における水浴場の基準値等を参考に基準値を導出
B	水道3級 及びC以下の欄に掲げるもの	1,000 CFU/100ml 以下	・ 水道3級の水道原水の実態から基準値を導出
備考			
<p>1 大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の$0.9 \times n$番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（$0.9 \times n$が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</p> <p>2 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。</p> <p>3 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</p> <p>4 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。</p>			

表 2 環境基準値【湖沼】

類型	利用目的の適応性	大腸菌数環境基準値 [90%水質値]	基準値の導出方法
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	20 CFU/100ml 以下備考1	・水道1級の水道原水及び 自然環境保全の実態から基 準値を導出
A	水道2、3級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	300 CFU/100ml 以下備考2	・水道2、3級の水道原水の 実態及び諸外国における水 浴場の基準値等を参考に基 準値を導出
<p>備考</p> <p>1 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、<u>大腸菌数100CFU/100ml以下</u>とする。</p> <p>2 水道3級を利用目的としている地点（水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く。）については、<u>大腸菌数1,000CFU/100ml以下</u>とする。</p> <p>3 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。</p>			

ウ 測定方法

大腸菌数の測定方法については、令和3年10月17日付け環水大水発第2110072号・環水大土発第2110072号環境省水・大気環境局長通知「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行について」の付表に掲げる方法のとおりとする。【参考資料1参照】

エ 令和4年度公共用水域測定計画への反映内容

○ P8 表3 測定方法

項目		測定方法	報告下限値
生活環境項目	(変更前) 大腸菌群数	最確数による定量法	2 MPN/100mL
	(変更後) 大腸菌数	<u>令和3年度水・大気環境局長通知*</u> 付表	<u>1 CFU/100ml</u>

※ 令和3年10月17日付け環水大水発第2110072号・環水大土発第2110072号環境省水・大気環境局長通知「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行について」

○ P 9 表 3 測定方法

項目		測定方法	報告下限値
その他 項目	(変更前) 大腸菌数	平成23年水環境課長通知に掲げる方法	1 個/100mL
	(変更後) <u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>

○ P 10 (P 12) 表 4 - 1 (表 5 - 1) 公共用水域水質測定計画総括表(琵琶湖(河川))

項目	
生活環境項目	(変更前) 大腸菌群数
	(変更後) <u>大腸菌数</u>

○ P 11 (P 13) 表 4 - 2 (表 5 - 2) 公共用水域水質測定計画総括表(琵琶湖(河川))

項目		
その他項目	(変更前) 糞便性大腸菌群数	(変更前) 大腸菌数
	(変更後) <u>削除</u>	(変更後) <u>削除</u>

○ P 15 表 7 生活環境の保全に関する水環境基準 (1) 湖沼 ア

類型	利用目的の適応性	(変更前)	(変更後)
		大腸菌群数	大腸菌数
AA	水道1級、水産1級 自然環境保全及びA以下の 欄に掲げるもの	50MPN / 100mL 以下	<u>20CFU / 100mL 以下</u>
A	水道2、3級、水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げ るもの	1000MPN / 100mL 以下	<u>300CFU / 100mL 以下</u>

備考欄

変更前	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基準値は日間平均値とする。 2. 農業水利点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする。 3. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
変更後	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基準値は日間平均値とする。<u>ただし、大腸菌数に係る基準値については、年間の90%水質値とする。</u> 2. 農業水利点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする。 3. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。 4. 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、<u>大腸菌数100 CFU/100ml以下とする。</u> 5. 水道3級を利用目的としている地点（水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く。）については、<u>大腸菌数1,000 CFU/100ml以下とする。</u>

	6. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。 7. 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））／100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー（集落）数を数えることで算出する。
--	--

○ P18 表7 生活環境の保全に関する水環境基準（2）河川 ア

類型	利用目的の適応性	（変更前）	（変更後）
		大腸菌群数	大腸菌数
AA	水道1級、水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	50MPN / 100mL 以下	<u>20CFU / 100mL 以下</u>
A	水道2、3級、水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	1000MPN / 100mL 以下	<u>300CFU / 100mL 以下</u>
B	水道3級、水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	5000MPN / 100mL 以下	<u>1000CFU / 100mL 以下</u>

備考欄

変更前	1. 基準値は日間平均値とする。 2. 農業水利点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする。
変更後	1. 基準値は日間平均値とする。 <u>ただし、大腸菌数に係る基準値については、年間の90%水質値とする。</u> 2. 農業水利点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする。 3. 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、 <u>大腸菌数100CFU／100ml以下とする。</u> 4. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。 5. 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））／100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

オ 琵琶湖およびAA類型の河川における大腸菌数の基準値について

今回の改正より、河川AA、湖沼AA及び海域A類型において、以下のとおり新たに自然環境保全の利用目的を考慮した環境基準値が設定されたことを踏まえ、琵琶湖における大腸菌の基準値については以下のとおり整理したい。

類型	新たな環境基準値案（大腸菌数）
河川・湖沼AA類型 (水道1級、 自然環境保全)	自然環境保全 20CFU/100ml 以下
	水道1級 100CFU/100ml 以下

○ 大腸菌数の基準値案について

琵琶湖および県内のAA類型に分類される河川において、大腸菌数 100CFU/100ml 以下を採用したい。

○ 自然環境保全を踏まえた考え方の整理

「自然環境保全」は、自然環境の利用の観点から、ほとんど人為汚濁のない清涼な水環境を目指す値として設定されている。

琵琶湖においては、湖岸および流域において市街地等が存在するため、ほとんど人為汚濁のない清涼な水環境を目指す値と設定することは、琵琶湖の周辺等の状況と整合が取れないと考えられる。

なお、窒素およびりん的环境基準値においても、自然環境保全ではなく、水道1級として類型IIで設定されている。

同様に、県内河川においても、環境基準の測定地点は河川の下流に設定されていることなどから、人為汚濁のない清涼な水環境を目指す値として設定することは、河川流域の状況とは整合が取れないと考えられる。

以上のことから、大腸菌数100CFU/100ml以下を採用することとしたい。

【参考】過去3年間の水質調査結果(大腸菌数)

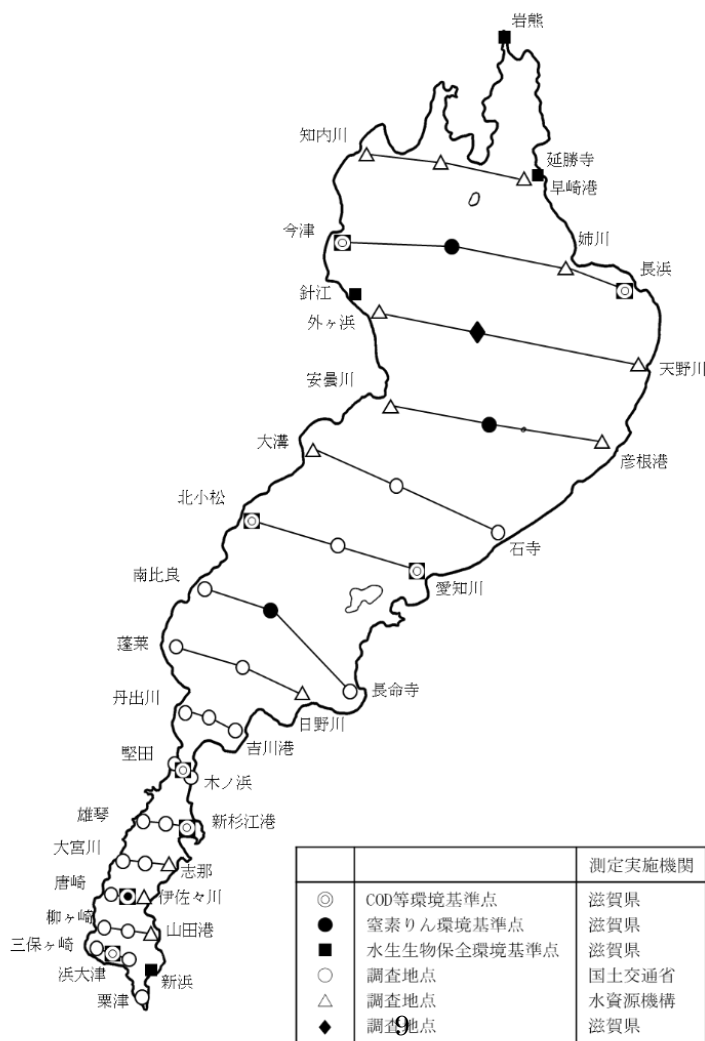
<琵琶湖>

表3 琵琶湖調査結果

単位：CFU/100ml

水域名	類型および基準値の達成期間 ¹⁾	2020	2019	2018
今津沖	湖沼AA イ	2	1	2
長浜沖		2	0	3
北小松沖		3	13	6
愛知川沖		2	1	0
今津沖中央		1	0	3
堅田沖中央	湖沼AA ハ	5	2	3
浜大津沖		15	7	13
唐崎沖中央		5	0	2
新杉江港沖		7	3	3

図1 琵琶湖の測定地点図

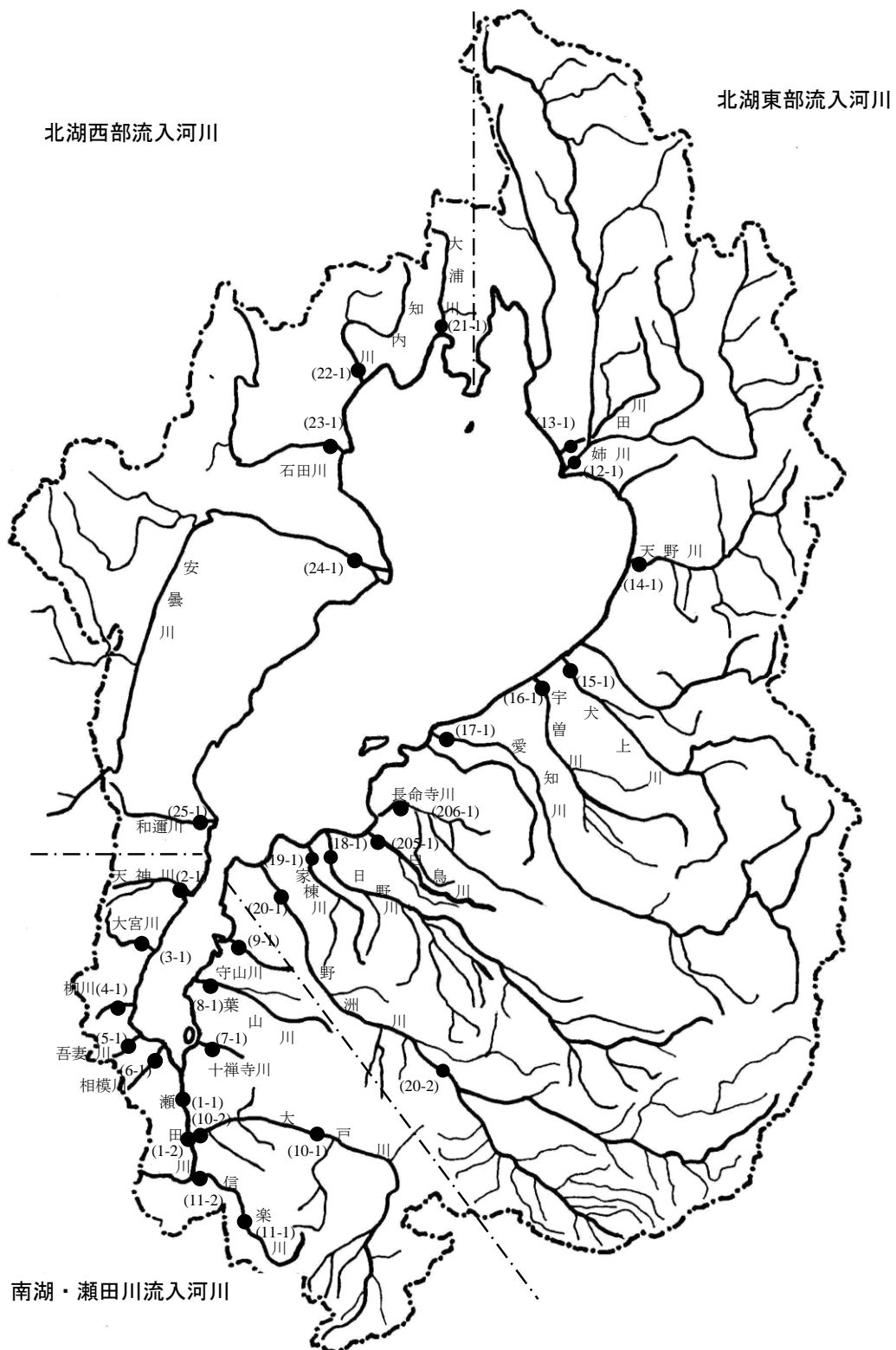


<河川>

表4 河川調査結果

単位：CFU/100ml

水域名	類型および 基準値の 達成期間 ¹⁾	地点統一番 号	2020	2019	2018
瀬田川全域	Aイ	1-1	16	21	53
		11-2	-	-	-
天神川全域	Aハ	2-1	120	170	120
大宮川全域	Aハ	3-1	140	160	120
柳川全域	A Aハ	4-1	140	140	130
吾妻川全域	A Aハ	5-1	160	160	120
相模川全域	A Aハ	6-1	100	110	160
十禅寺川全域	Aハ	7-1	210	160	260
葉山川全域	Aハ	8-1	140	110	180
守山川全域	Aハ	9-1	120	130	160
大戸川全域	Aイ	10-1	120	130	85
		10-2	85	100	80
信楽川全域	Aイ	11-1	75	80	70
		11-2	65	70	75
姉川本流全域	A Aイ	12-1	42	54	70
田川本流全域	A Aハ	13-1	86	86	90
天野川本流全域	A Aハ	14-1	50	46	80
犬上川本流全域	A A口	15-1	48	58	44
宇曾川本流全域	Bイ	16-1	76	120	130
愛知川本流全域	A Aイ	17-1	52	58	50
日野川本流全域	Aイ	18-1	92	140	92
家棟川本流全域	Bハ	19-1	82	120	150
野洲川本流全域	Aイ	20-1	-	-	-
		20-2	70	68	110
大浦川全域	Aイ	21-1	92	120	140
知内川全域	A Aイ	22-1	50	65	66
石田川全域	A Aイ	23-1	62	52	76
安曇川全域	A Aイ	24-1	54	42	28
和邇川全域	Aイ	25-1	110	170	85



2 PFOS及びPFOAの調査頻度について

(1) これまでの経過について

[令和2年度第2回滋賀県環境審議会水・土壌・大気部会 資料1より]

- ・県では、琵琶湖および河川におけるPFOS及びPFOAの実態について、平成21～27(2009～2015)年度に詳細な調査を行い、指針値(50ng/L以下)を超過する地点はなかったことなどを把握している。

- ・琵琶湖における過去の調査で最も高濃度で検出されたのは、平成21(2009)年6月に実施した調査の旧杉江沖(現在は水質測定計画の調査地点にはなっていない地点)で検出されたPFOSとPFOAの合算値31.3 ng/Lであった。
- ・また、現在の水質測定計画に位置付けられている琵琶湖の調査地点で最も高濃度で検出されたのは、平成21(2009)年12月に実施した調査の新杉江港沖(8C)で検出されたPFOSとPFOAの合算値21.3 ng/Lであった。
- ・北湖における検出状況は、南湖での検出状況に比べて低く、いずれの調査時期および地点においても、PFOSとPFOAの合算値で3.5 ～ 11.7ng/Lの範囲であった。
- ・河川における過去の調査で最も高濃度で検出されたのは、平成21(2009)年5～6月に実施した調査の守山川で検出されたPFOSとPFOAの合算値41.5 ng/Lであった。

- ・しかし、全県的な河川調査がされた平成21(2009)年からは10年以上を経過していたことから、実態の変化がないか確認するため、令和3(2021)年度は琵琶湖および河川において、4回/年の調査を実施しているところである。
- ・PFOS及びPFOAは、過去の調査結果から、環境中から一定の検出があるものと見込まれる。一方で、過去の調査において、指針値の超過はなく、検出の傾向も明らかになっている。また、PFOSは製造用途での使用が禁止されており、PFOAも自主規制が見込まれるため、基本的には減少傾向と考えられる。
- ・このため、令和4(2022)年度以降の調査は、令和3(2021)年度の調査結果について、過去の調査結果と比較検討し、どの程度今後の見通しが得られるかに応じて判断することとしている。

(2) 令和3(2021)年度調査結果および今後の対応

① 琵琶湖および瀬田川

ア 令和3(2021)年度調査結果

- ・令和3(2021)年度は、年4回の調査を予定しており、これまでに2回(4月、7月)の調査を実施した。その結果、すべての地点で指針値(50ng/L)未満であり、概ね指針値の1/10~1/5の値であった。
- ・また、地点ごとに平成21~27(2009~2015)年に実施した調査結果と比較したところ、すべての地点で過去の最大値を下回った。

表5 令和3(2021)年度調査結果等(琵琶湖および瀬田川)

単位：ng/L

水域名	2009~2015	2021	
	最小値~最大値	4月	7月
今津沖	5~10	5	5
長浜沖	5~11	5	5
北小松沖	8~11	5	5
愛知川沖	8~11	5	5
堅田沖中央	9~10	6	5
浜大津沖	10~14	6	6
唐崎沖中央	3~11	5	5
新杉江港沖	8~21	8	11
瀬田川全域			
(唐橋流心)	3~14	6	6
(洗堰下)	14	4	6

イ 今後の対応

- ・今年度内にさらに2回の調査を実施する。
- ・その結果も踏まえ、令和4(2022)年度以降の調査頻度等を決定する。
- ・なお、令和3(2021)年度のすべての調査結果を確認し、指針値を十分に下回り、かつ過去の調査結果と比較して明らかな増加が見られない場合、令和4(2022)年度以降は、その他の要監視項目と同様に、調査頻度を年1回とすることを想定している。

② 瀬田川を除く河川

- ・河川における要監視項目の調査頻度は、図1に示す「各河川における要監視項目の調査頻度決定フロー」（以下「フロー」という。）に基づき、決定することとしている。

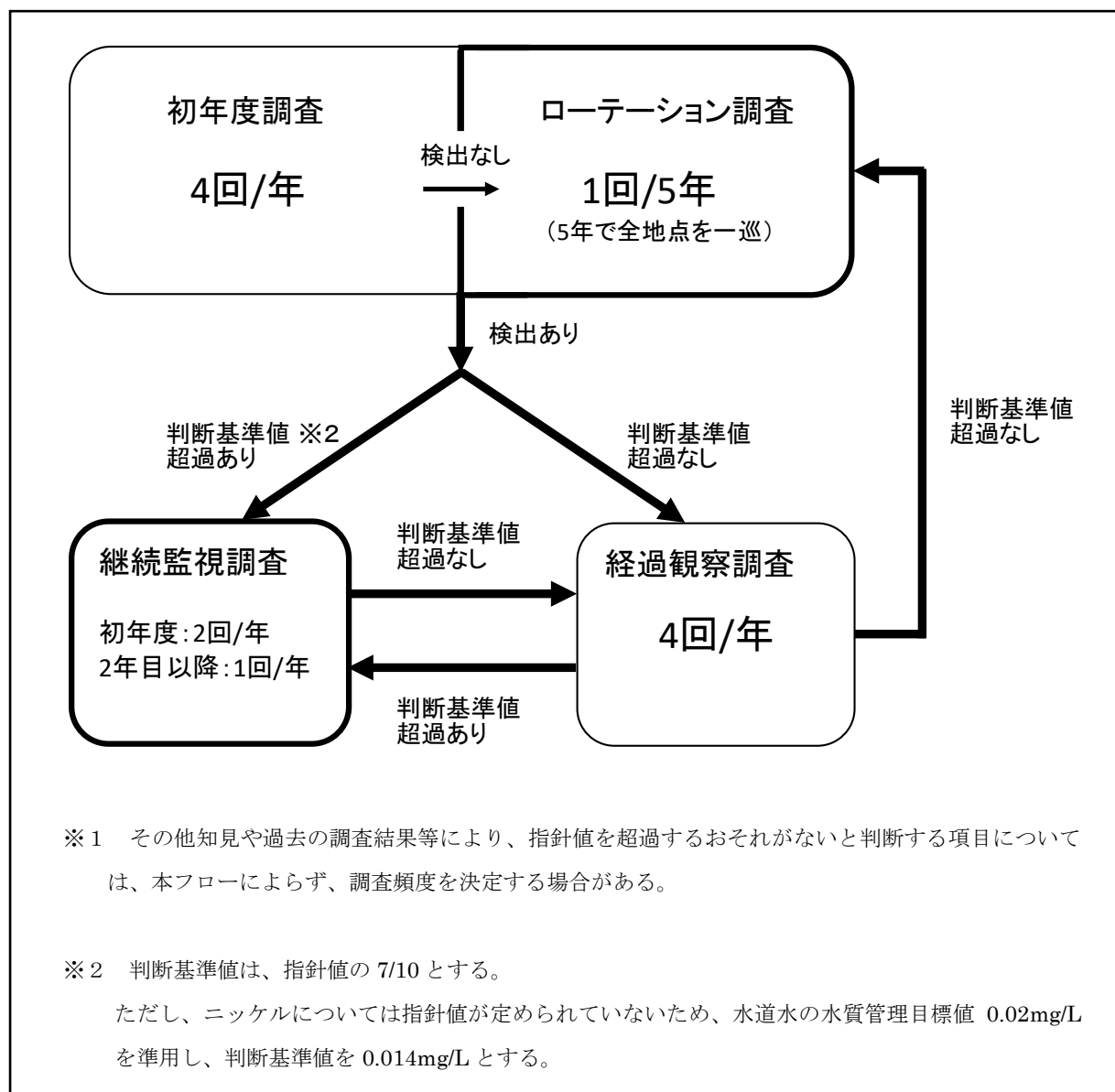


図1 各河川における要監視項目の調査頻度決定フロー

ア 令和3（2021）年度調査結果

- ・令和3（2021）年度は、年4回の調査を予定しており、これまでに2回（4～6月、7～9月）の調査を実施した。その結果、すべての地点で指針値（50ng/L）未満であった。
- ・十禅寺川と家棟川については、8月の調査において、フローに示す判断基準値（指針値の7/10）を超過した。その他の河川では、フローに示す判断基準値未満の値であった。

- また、地点ごとに平成 21（2009）年に実施した調査結果と比較したところ、柳川、十禅寺川、家棟川では増加が見られたが、その他の河川では、概ね横ばいまたは減少となった。

表 6 令和 3（2021）年度調査結果等（瀬田川を除く河川）

単位：ng/L

水域名	地点統一 番号	2009～2011	2021	
		最小値～最大値	4～6月	7～9月
天神川全域	2-1	13	12	5
大宮川全域	3-1	4	4	3
柳川全域	4-1	13～17	21	24
吾妻川全域	5-1	15	5	6
相模川全域	6-1	15	9	13
十禅寺川全域	7-1	20～29	11	37
葉山川全域	8-1	13～26	15	15
守山川全域	9-1	12～41	25	17
大戸川全域	10-1	-	-	-
	10-2	14～17	14	11
信楽川全域	11-1	-	-	-
	11-2	14	8	13
姉川本流全域	12-1	1～1	<2	2
田川本流全域	13-1	4	2	<2
天野川本流全域	14-1	5	4	3
犬上川本流全域	15-1	3～6	3	2
宇曾川本流全域	16-1	5	4	4
愛知川本流全域	17-1	9～12	6	3
日野川本流全域	18-1	13～20	13	15
家棟川本流全域	19-1	20	16	36
野洲川本流全域	20-1	19	8	11
	20-2	12～15	6	6
大浦川全域	21-1	3	2	<2
知内川全域	22-1	1	<2	<2
石田川全域	23-1	N. D	<2	<2
安曇川全域	24-1	N. D	<2	<2
和邇川全域	25-1	11～31	27	33

イ 今後の対応

- 令和 3（2021）年度内にさらに 2 回の調査を実施する。
- 過去の調査結果や PFOS 及び PFOA の使用量が減少傾向にあると考えられること、また、令和 3（2021）年度に実施したこれまでの調査結果を踏まえると、指針値を超過する可能性は極めて低いものと考えられるが、令和 4（2022）年度にさらに 1 回の調査を追加実施したうえで今後の対応を判断する。（合計 5 回の調査結果で判断）
- なお、その結果、これまでの傾向と大きな変化がない場合、フロー※1 を適用し、令和 5（2023）年度以降は、次のとおり対応することを想定している。

判断基準値超過の河川：継続監視調査（初年度 2 回/年 2 年目以降 1 回/年）

判断基準値未満の河川：ローテーション調査（1 回/5 年）